



休業

1 病気やケガで休業したとき(傷病手当金)

給付貸付課短期給付担当▶ ☎ 03-5320-6827

支給要件	<p>〈現職の組合員〉 組合員が公務によらない病気やケガの療養のため引き続く3日を超えて勤務に服することができなくなったときに、4日目から支給対象となります。実際に支給が開始される日は、勤務に服することができない期間において、以下のいずれかに該当する日です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬(給与)の額が同一期間における傷病手当金の額に達しなくなった日 ・報酬(給与)の全部を受けなくなったり日 <p>〈退職後〉 1年以上組合員であった者が、①退職した際に傷病手当金を受けていたか、または退職日において引き続く3日を超えて療養のため勤務できない場合で、②退職後も引き続き労務に服することができない状態にあるときに支給されます。</p>
支給額	<p>平均標準報酬日額^{*1} × 3分の2(1円未満四捨五入) × 支給日数^{*2} – 調整額^{*3}</p> <p>*1 「平均標準報酬月額」は、傷病手当金支給開始月を含めた過去12か月間の標準報酬月額を平均した額です。この「平均標準報酬月額」を「22」で除した額(10円未満四捨五入)が「平均標準報酬日額」となります。退職後に初めて受給される場合には、退職日の属する月における平均標準報酬月額で算定します。</p> <p>*2 週休日を除いた日数(条件付採用期間中の組合員・臨時的任用職員、一部の会計年度任用職員(勤務形態により異なる)は、週休日と重ならない休日も除く。)</p> <p>*3 休業中に支給された報酬(給与)額、年金額等</p>
支給期間	<p>(1) 傷病手当金 1年6か月間の範囲内(結核性の病気の場合は3年間の範囲内) (2) 同附加金 6か月間の範囲内(結核性の病気の場合も6か月間の範囲内)</p> <p>※ 以前に同一の傷病により傷病手当金を受給していた場合は、以前の支給期間は通算されます(「同一の傷病」とは、相互に因果関係のある傷病を含み、治癒せずに、治療を継続している傷病をいいます。)。</p> <p>※ 支給期間の起算日は、実際に支給が開始される日(支給要件参照)です。</p> <p>※ 附加金は、傷病手当金の支給期間満了後、引き続き療養のため勤務に服することができないときに支給されます。なお、附加金は退職後は支給されません。</p>
請求手続	<p>(1) 事前審査(現職の短期組合員は不要) 請求書を提出する前に、所属所が行う手続です。所属所より提出された書類を共済組合が審査し、支給要件を充足していることを確認した上で、請求手続等について通知します。 なお、現職の短期組合員は、事前審査は不要です。「(2)請求書の作成・提出」から始めてください。</p> <p>(2) 請求書の作成・提出</p> <p>ア 請求は月単位で行います。</p> <p>イ 請求期間の最後の日の翌日以降(請求期間が月の末日までのときは翌月の1日以降)に主治医に依頼して請求書の「医師の証明」欄に証明を受けてください。</p> <p>ウ 請求書は、記入もれや誤記がないか確認の上、所属所へ提出してください。 退職後給付を請求する任意継続組合員の方は、請求書を給付貸付課短期給付担当に直接提出してください。</p> <p>エ 支給の時期については、P1をご参照ください。</p> <p>※現職の短期組合員の初回の支給は、請求書提出時に支給要件を含めた審査を行うため、通常よりも1か月程度長くかかります。</p>

<p>年金等との調整</p> <p>傷病手当金は、障害厚生(共済)年金・障害基礎年金、老齢厚生(退職共済)年金・老齢基礎年金、障害手当金(障害一時金)等(以下「年金等」という。)を受給している場合、調整が必要になります。傷病手当金が支給中または支給されていた方が、年金等を受給することになったときは、速やかに給付貸付課短期給付担当に連絡してください。</p> <p>【傷病手当金支給期間に遡って年金等の受給が決定した場合】</p> <p>すでに支給した傷病手当金のうち、遡って受給することとなった年金等に相当する額を返還していただことになります。返還額は、傷病手当金の支給期間と重複した期間の年金額のほぼ全額となりますのでご留意ください。</p>
--

2 | 介護休業手当金

給付貸付課短期給付担当▶ **☎ 03-5320-6827**

<p>支給要件</p> <p>2週間以上の期間にわたり介護を必要とする状態にある家族*を介護するために介護休暇を取得し、報酬(給与)の全部または一部が支給されないとき。</p> <p>* 対象:配偶者・父母・子・配偶者の父母・祖父母・孫・兄弟姉妹 ※ 同居の場合のみ、父母の配偶者・配偶者の父母の配偶者・子の配偶者・配偶者の子(組合員と親子関係ない配偶者の子)も対象です。</p>
<p>受給権者</p> <p>組合員 ※ 以下は対象外です。 ① 雇用保険法の規定による介護休業給付を受けることができる組合員 ② 任意継続組合員</p>
<p>支給額</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;"> 【給付日額(10円未満四捨五入)】 (標準報酬日額)×67/100*-調整額 * 円未満切捨 </div> × <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 介護休暇日数 </div> </div>
<p>支給期間</p> <p>介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、介護休暇(一日単位で取得した日)の日数を通算して66日</p>
<p>請求手続</p> <p>所属所を経由して請求</p>
<p>その他</p> <p>給付日額が上限額を超える場合、給付上限日額を用いて支給額を算出します。給付上限日額は、令和5年8月1日からは15,513円です。上限額は毎年8月に変更されます。</p>

9
休業

3 | 休業手当金

給付貸付課短期給付担当▶ **☎ 03-5320-6827**

組合員(任意継続組合員を除く。)が、一定の要件に該当する事由で一時的に欠勤し、報酬(給与)の全額または一部が支給されない場合に給付されます。

要件や手続については公立学校共済組合東京支部ホームページ等で確認してください。

4 休業中の保険料（掛金）について

福利厚生課経理担当▶ ☎ 03-5320-6822

1 休業したときの保険料（掛金）払込方法

保険料（掛金）は、給与支給機関が組合員に支給する給料から控除し、共済組合に払い込むこととされています。「大学院修学休業」「配偶者同行休業」「病気休職」「介護休暇」「育児休業」等により給料の全部または一部が支払われないために、保険料（掛金）が給料から控除できない場合でも、保険料（掛金）は控除が行われるべき毎月の末日までに納めていただく必要があります。

給料から保険料（掛金）が控除できなかった場合、所属所に納付書が送付されます。所属所の給与取扱者をとおし、金融機関で当月の末日までに納付していただくことになっていますので、日にちに余裕をもってお支払いください（みずほ銀行で納付する場合、振込手数料はかかりません。）。（※1、※2、※3）

なお、保険料（掛金）の免除制度として「育児休業保険料（掛金）免除」および「産前産後休業保険料（掛金）免除」があります。「育児休業保険料（掛金）免除」については下記②を、「産前産後休業保険料（掛金）免除」についてはP9をご覧ください。

- ※ 1 一般組合員の納付書は、厚生年金保険料・退職等年金掛金・短期掛金・介護掛金の4種（枚）、短期組合員の納付書は、短期掛金・介護掛金の2種（枚）あります。なお、介護掛金は40歳以上65歳未満の組合員の方のみです。
- ※ 2 退職等年金分掛金は「年金払い退職給付」の原資となる掛金ですので、当月末日までに納付されなかった場合、将来の年金額に影響しますのでご注意ください。
- ※ 3 まとめ払いや口座振替による納付はできませんのでご注意ください。また、納付後は、領収書を紛失・破棄しないよう、大切に保管してください。

2 育児休業中の保険料（掛金）免除

育児休業等を取得する組合員が公立学校共済組合に申出をしたときは、育児休業等の対象となる子の年齢が3歳になるまでの期間について保険料（掛金）が免除されます。

保険料（掛金）が免除されている期間でも、年金の加入期間として通算されます。

ア 保険料（掛金）の免除期間

育児休業等を取得する組合員が公立学校共済組合に申出をしたときは、その育児休業等を開始した月からその育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月まで、保険料（掛金）が免除されます。

また、令和4年10月から育児休業期間中の掛金免除について、以下の①から③の要件が新たに加わりました。

- ①育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが同一であり、かつ、育児休業等の日数が14日以上（休業期間中に就業予定がある場合は、当該就業日を除く。また、土日等の休日も期間に含む。）取得している場合は、当該月の保険料（掛金）が免除されます。
- ②賞与にかかる保険料（掛金）については、賞与月の末日を含んだ連続した1か月（土日等の休日も期間に含む。）を超える育児休業等を取得した場合に限り、免除されます。
- ③連続する二以上の育児休業等をしている場合は、当該育児休業等の全部を一の育児休業等とみなします。

イ 免除申出手続

申出書を育児休業承認期間の開始日以降、所属所の事務担当者を通じて経理担当へ提出してください。

提出書類：「育児休業保険料（掛金）免除申出書」〔用紙No.育休1〕